

福岡県
国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画

令和〇年〇月
福 岡 県

福岡県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画 目 次

前文	1
第1章 県土の利用に関する基本構想	2
1 県土の特性と土地利用の動向	2
(1) 県土の特性	2
ア 自然的条件	2
イ 人口と世帯	2
ウ 経済・産業	2
(2) 土地利用の動向	3
ア 農地	4
イ 森林、原野	4
ウ 水面・河川・水路	4
エ 道路	4
オ 宅地	5
2 県土利用の基本方針	5
(1) 県土利用の基本的条件の変化	5
ア 人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退	5
イ 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応	6
ウ 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応	6
(2) 県土利用の基本方針	7
ア 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理	8
イ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理	9
ウ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理	10
エ 県土利用・管理DX	11
オ 多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理	12
(3) 利用区分別の県土利用の基本方向	12
ア 農地	12
イ 森林	13
ウ 原野等	14
エ 水面・河川・水路	14
オ 道路	14
カ 住宅地	14

37	キ 工業用地	15
38	ク その他の宅地	15
39	ケ その他（公用・公共用施設の用地、低未利用土地等）	15
40	コ 沿岸域	16
41		
42	第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	17
43	1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	17
44	(1) 農地	18
45	(2) 森林	18
46	(3) 原野等	18
47	(4) 水面・河川・水路	18
48	(5) 道路	18
49	(6) 宅地	18
50	(7) その他	18
51	2 地域別の概要	19
52	(1) 福岡地域	19
53	(2) 筑後地域	21
54	(3) 筑豊地域	23
55	(4) 北九州地域	24
56		
57	第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	26
58	1 土地利用関連法制等の適切な運用	26
59	2 土地の有効利用・転換の適正化	27
60	3 県土の保全と安全性の確保	28
61	4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	28
62	5 持続可能な県土管理	30
63	6 多様な主体による県土利用・管理の推進	31
64	7 県土に関する調査の推進	31
65	8 計画の効果的な推進	32
66		
67	第4章 土地利用の原則及び調整に関する事項	32
68	1 土地利用の原則	32
69	(1) 都市地域	32
70	(2) 農業地域	33
71	(3) 森林地域	33
72	(4) 自然公園地域	34

73	(5) 自然保全地域	35
74	2 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向	35
75	3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画	38

76 前文

77

78 福岡県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画（以下「本計画」という。）は、国土利
79 用計画法（昭和 49 年法律第 92 号。以下、「法」という。）の規定に基づき、本県の区域にお
80 ける国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項を定めた総合的かつ長期的な
81 計画であり、県土利用に関する諸計画の指針とすべき計画であるとともに、県下の市町村が
82 その区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）の基本と
83 なるものである。

84 加えて、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関
85 する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる
86 ものであり、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環
87 境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部
88 内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個
89 別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである

90 県土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然
91 的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の総
92 体的な発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

93 本計画は、著しい経済・社会状況の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとする。

94

95 なお、本計画の策定にあたっては、福岡県土地利用基本計画が国土利用計画を基本とするな
96 ど関連性が深いことから、両計画を統合、一体的な計画として策定し、県土利用の方向性や
97 土地利用の調整指導方針等に関して、県民や市町村等により分かりやすいものとなるよう
98 にした。第 1 章から第 3 章において、国土利用計画に関する内容を記載し、第 4 章において、
99 土地利用基本計画に関する内容を記載している。

100 第1章 県土の利用に関する基本構想

101

102 1 県土の特性と土地利用の動向

103

104 (1) 県土の特性

105

106 ア 自然的条件

107 本県は九州の北部に位置し、三方を性格の異なる海に囲まれ、九州はもとより西日本
108 における交通の要衝を占めている。特に、福岡市、北九州市を中心に、人口や企業が集
109 積している。福岡から東京への距離と同じ約1,000km圏内には、中国、韓国等の近隣諸
110 国の主要都市が含まれ、これら東アジア地域との交流が容易な位置にあり、こうした地
111 地理的条件と優れた交通ネットワークから、アジアのゲートウェイとして重要な役割を
112 果たしている。

113 令和7年現在の県土面積は、4,988km²で全国の総面積の約1.3%、九州の約11.2%
114 を占めている。また、標高500m未満の土地が県土面積の9割以上を占め、傾斜が15°
115 未満の面積が約6割と比較的緩やかな地形となっており、県土の利用区分別の土地利
116 用は、全国平均と比較して森林の割合が低く、農用地、宅地などの割合が高くなっている。
117

118 本県の気候は概して温暖であり、県下の平均降水量は年間1,829mmで全国平均とほ
119 ぼ同じであるが、人口集積が高いため、人口1人当たりの降水量は全国平均の約3分
120 の1となっている。

121

122 イ 人口と世帯

123 令和2年国勢調査によると、本県の人口は513万5,214人で、全国の約4.1%、九州
124 の約40.2%を占めている。人口の推移は平成27年から令和2年の5年間で3万3,658
125 人(0.7%)増加している。しかし、増加は福岡地域(9万8,269人、3.8%)のみで、
126 筑後地域(1万8,395人、2.3%)、筑豊地域(1万9,150人、4.6%)、北九州地域(2万
127 7,066人、2.1%)は減少している。

128 また、令和2年の世帯数は232万3,325世帯で、平成27年から令和2年の5年間で
129 12万2,288世帯(5.6%)増加している。地域別にみると、福岡地域(9万6,867世帯、
130 8.3%)、筑後地域(1万2,481千世帯、4.1%)、北九州地域(1万4,290世帯、2.6%)
131 は増加しているが、筑豊地域(1,350世帯、0.8%)は減少している。

132

133 ウ 経済・産業

134 第一次産業では、温暖で適度な雨量に恵まれ、筑前海・有明海・豊前海の特徴の異なる
135 3つの海があり、筑後川、遠賀川、矢部川などの河川沿いに広がる肥沃な平野から、

136 筑紫、耳納などの山間地域までと変化に富んだ地形の中で、多様な農林水産業が行われ
137 ている。近年、就業者の高齢化や後継者不足などによって、中山間地域において荒廃農
138 地等の増加が懸念されているが、担い手確保やスマート農業機械の導入支援による省
139 力化、生産性向上などの取組を進めている。

140 第二次産業は、北九州工業地帯における鉄鋼・化学など、大牟田地区における石炭・
141 化学などの素材型産業を中心に発展してきたが、2度のオイルショックを経て、素材型
142 産業は低迷傾向が続いてきた。しかし、近年においては、自動車や電気機械などの加工
143 組立型産業が県経済の主軸となり、関連産業の集積も進んでいる。特に自動車産業は、

144 「北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進構想」のもと、世界に選ばれる電動車の開
145 発・生産拠点形成、CASE に対応したサプライヤーの集積、工場や輸送分野における脱
146 炭素化、先進的なクルマ・モビリティの実証推進の4つの柱を中心とした高度化が進め
147 られている。また、本県では水素による産業振興と社会全体の脱炭素化に向け、「福岡
148 県水素グリーン成長戦略」を策定している。水素製造・供給のイノベーション、水素利
149 用の拡大、水素関連産業の集積の三つの柱で、水素によるグリーン成長を目指し取組を
150 推進している。さらに、県南地域の伝統的な発酵・醸造技術や医療・研究機関の集積を
151 活かし、久留米地域を中心に、バイオエコシステムの形成を進めており、再生医療や機
152 能性表示食品といった4分野での研究開発の促進やスタートアップ企業の育成に取り
153 組んでいる。加えて、本県は、宇宙ビジネスに挑戦するハード・ソフト両面の企業や大
154 学が集積しており、九州で初めて国から宇宙ビジネス創出推進自治体に認定された。県
155 は開発段階から新たな宇宙ビジネスに挑戦する企業への支援を行っている。

156 第三次産業は、卸売業、サービス業などが福岡都市圏を中心に発展している。小売業
157 では、大規模商業施設の郊外出店が進む一方で、中心市街地商店街においては大型店の
158 立地やオンライン消費の増加により、小規模商店の減少、空き店舗の増加がみられる。
159 一方、福岡市内の天神地区や博多駅周辺では再開発により都市型商業機能が強化され
160 ている。また、情報通信業においては、優れた技術力を有するITベンチャーが集積し
161 ており、新たなサービス開発に取り組む企業や人材も増加している。

162 なお、令和4年度の市町村内総生産は20兆1,872億円となっている。地域別にみると、
163 福岡地域11兆900億円（構成比54.9%）、筑後地域2兆7,223億円（同13.5%）、
164 筑豊地域1兆3,473億円（同6.7%）、北九州地域5兆276億円（同24.9%）と、福岡
165 地域が5割以上を占めている。

166 産業別にみると、第1次産業1,192億円（構成比0.6%）、第2次産業3兆9,127億
167 円（同19.4%）、第3次産業15兆9,431億円（同79.0%）と、第3次産業が約8割を
168 占めている。

169
170 (2) 土地利用の動向
171

172 ア 農地

173 農地の面積は、令和 5 年は 7 万 8,365ha となっており、平成 25 年の 8 万 5,220ha か
174 ら 10 年間に 6,855ha (8.0%) 減少した。令和 5 年の内訳は、田が 6 万 3,493ha (81.0%)
175 と農用地の大半を占めている。10 年間の推移では、田 3,801ha (5.7% 減) より畠 3,054ha
176 (17.0% 減) の減少率が高かったため、田の構成比が若干高まった。

177 平成 25 年から令和 5 年の 10 年間で農地等の転用面積が多い市町村をみると、福岡
178 市、久留米市、糸島市などの都市圏が上位を占めている。それらの都市圏の宅地開発需
179 要により、農地等が転用されてきたことが認められる。

180 また、荒廃農地は平成 25 年に 4,752ha だったが、令和 2 年の 5,100ha をピークとし
181 て近年は減少しており、令和 5 年度には 4,249ha であった。

182
183 イ 森林、原野

184 森林の面積は、令和 5 年は 22 万 5,089ha となっており、平成 25 年の 22 万 1,896ha
185 から 10 年間に 3,193ha (1.4%) 増加した。令和 5 年の内訳は、国有林が 2 万 5,541ha
186 (11.4%)、民有林が 19 万 9,548ha (88.7%) となっている。10 年間の推移では、国有
187 林が 522ha (2.1%)、民有林が 2,671ha (1.4%) それぞれ増加している。

188 これまでの森林整備等により、水源かん養など森林の有する公益的機能が回復され
189 つつある一方で、人口減少や高齢化により林業経営が困難な人工林では、今後、公益的
190 機能を発揮できなくなる恐れのある森林が発生することが懸念されている。

191 原野の面積は、令和 5 年は 408ha となっており、平成 25 年の 485ha から 77ha 減少
192 した。

193
194 ウ 水面・河川・水路

195 水面・河川・水路の面積は、令和 5 年は 2 万 1,702ha となっており、平成 25 年の 2
196 万 929ha から 10 年間に 812ha (3.9%) 増加した。令和 5 年の内訳は、水面が 4,027ha
197 (18.5%)、河川が 1 万 2,827ha (59.1%)、水路が 4,887ha (22.5%) となっている。
198 10 年間の推移では、水面が 462ha (13.0%)、河川が 205ha (1.6%)、水路が 145ha
199 (3.1%) それぞれ増加している。

200 河川の面積の増加については、治水安全度を高めるための河川の整備を行ったこと、
201 また、水面・水路の面積の増加については、多様な水需要に対する安定供給を図るため、
202 水資源開発や、水路の整備を行ったことが主な要因となっている。

203
204 エ 道路

205 道路の面積は、令和 5 年は 3 万 3,503ha となっており、平成 25 年の 3 万 1,753ha か
206 ら 10 年間に 1,750ha (5.5%) 増加した。令和 5 年の内訳は、一般道路が 2 万 9,762ha
207 (88.8%)、農道が 1,898ha (5.7%)、林道が 1,843ha (5.5%) となっている。

208 10年間の推移では、一般道路が1,676ha(6.0%)、農道は16ha(0.9%)、林道が58ha
209 (3.3%) 増加している。

210 一般道路の面積の増加については、高規格幹線道路や幹線道路の整備、快適で安全な
211 道路づくりに向けて幅員の拡張などを行ってきたこと、林道の面積の増加は、森林整備
212 に伴う作業道などの整備が行われてきたこと、農道の面積の増加については、農地の区
213 画整理や集約化等に伴うものが主な要因となっている。

214

才 宅地

215 宅地の面積は、令和5年は7万6,943haとなっており、平成25年の7万4,195haから
216 10年間に2,748ha(3.7%)増加した。令和5年の内訳は、住宅地が4万
217 6,750ha(60.8%)、工業用地が6,200ha(8.1%)、その他の宅地が2万3,993ha(31.2%)
218 となっている。10年間の推移では、住宅地が1,696ha(3.8%)、工業用地は334ha(5.7%)、
219 その他の宅地が718ha(3.1%)と増加している。

220 住宅地の面積の増加は、人口や世帯数の増加に伴い住宅の整備が進んだこと、その他の
221 宅地の面積の増加は、商業系施設の整備が背景として考えられる。また、工業用地の
222 面積についても増加しており、この背景として県内における工場立地の活発化が挙げ
223 られる。自動車関連や金属製品、食料品製造業などの立地が続いている。

224

2 県土利用の基本方針

225

(1) 県土利用の基本的条件の変化

226 今後の県土利用を計画するに当たっては、土地利用をめぐる下記のような基本的条件の変化と課題を考慮する必要がある。

227

ア 人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退

228 国勢調査による本県の総人口は、1970年以来、一貫して増加基調にあったものの、
229 直近の状況では、減少局面に突入している。このような人口減少や高齢化等の進行による
230 人口動態の変化は、土地需要の減少のみならず、県土の利用や管理に大きな影響を与える。

231 既に人口減少が進行している地域では、中心市街地の空洞化が進行し、所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等が増加しており、土地利用効率の低下や管理水準の低下が懸念される。また、食料の海外依存リスクが高まるなか、農山漁村では、担い手減少による農地等の管理水準の低下や荒廃農地の増加も懸念される。森林においては、必要な施業が行われないことにより、土砂災害防止や水源かん養、木材生産等の機能低下を招き、県土の保全や水循環、木材の安定供給等にも大きな影響を与えるおそれがある。

232 これらの問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後、ますます

244 状況が悪化し、県土の管理水準の悪化による周辺地域への悪影響の発生や非効率な土地利用の増大による地域社会の衰退等が懸念されることから、人口減少社会においては、県土の適正な利用と管理を通じて、県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要である。

248

249 イ 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

250 本県は、筑紫山地を境に南北で気候が異なるなど地域ごとに特有の気象条件を有し、台風や豪雨、高潮、高波害、さらには地震や土砂災害等、様々な自然災害のリスクを抱えており、過去には「平成29年7月九州北部豪雨（2017年7月）」、「福岡県西方沖地震（2005年3月）」等の自然災害が発生している。近年は気候変動の影響による、極端な気象現象に伴う風水害や土砂災害の激甚化・頻発化などが懸念されている。また、活断層の存在による直下型地震や、過去に発生した大規模地震の記録も踏まえ、地震災害への備えも不可欠となっている。

257 都市においては、諸機能の集中や地下空間を含む土地の高度利用の進展など経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応といった課題が残されている。農山漁村においても、県土管理水準の低下に伴う県土保全機能の低下が懸念されている。

261 加えて、地籍整備が遅れている地域では、土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化、土地の有効利用の妨げになるおそれもある。

263 安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靭化の取組が重要である。

266 本県では、いかなる自然災害が発生しようとも、「人命の保護」、「社会の重要な機能の維持」、「被害の最小化」、「迅速な復旧復興」を実現することを基本目標として、「福岡県地域強靭化計画」を策定しており、県土利用・管理の点からも、計画に掲げる施策を推進していくことが重要である。

270

271 ウ 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

272 気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失が続いている。

274 自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壤の劣化や水質の悪化、水循環の変化、食料の安定供給、水源のかん養や県土保全などに大きな影響を及ぼす。また、温暖化対策やエネルギーの海外依存リスクなどから、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入促進が求められるなか、太陽光パネル等の防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化し、地域社会との共生が課題となっている。

279 加えて、人獣共通感染症や薬剤耐性菌など、人と動物、環境が互いに影響し、各分野

にまたがる問題が顕在化していることから、本県においては「人と動物の健康及び健全な環境が調和した社会」の実現を目指し、ワンヘルスの実践を体系的に整理した「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を策定し、この計画のもと、専門家や関係機関の連携による感染症対策や、生物多様性の保全、環境リスクの低減などの取組が求められている。

また、2050年カーボンニュートラルや2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」といった国際公約の実現と地域課題の統合的な解決に向けて、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の考えに根ざした県土利用・管理を進めていくことも重要である。

人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す側面もあるため、この機会を捉え、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する視点も重要である。開発後に放棄された土地は、その地域本来の生態系には戻らず荒廃地等となる可能性があることから、自然の生態系に戻す努力が必要となる。とりわけ、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、土地への働きかけの減少により自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等も懸念される。

これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落と街並み、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな県土を将来世代へ継承する観点からも重要である。

これらの県土を取り巻く環境変化と課題に共通して、官民連携による地域課題の解決を図ることにより、豊かさを実現し、人々が安心して住み続けられる地域づくりを進めるとともに、デジタル技術の活用等のDXの視点と人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守るワンヘルスの視点を踏まえた施策の推進を図る。

（2）県土利用の基本方針

（1）で示した県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題を踏まえ、①地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理、②土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理、③健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理とそれらに共通する④県土利用・管理DX、⑤多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理を推進し、持続可能で自然と共生した県土利用・管理を目指す。

なお、その際、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方に基づき、環境・社会・経済の統合的向上を図りながら、県土の利用について積極的に取り組んでいくことが重要である。

※持続可能な開発目標（SDGs）とは

315 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェン
316 ダ」に記載された、2030年までの達成を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲ
317 ットから構成され、「誰一人取り残さない」社会
318 の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範
319 な課題に統合的に取り組むことを掲げている。

320 本県としても、SDGsの考え方を踏まえて施策
321 に取り組むことにより、持続可能な社会づくり
322 の推進を図っている。



323 ア 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理

325 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理については、関連する制度を組み合
326 わせながら、人口減少が進行する中で発生する低未利用土地や空き家等の有効利用や
327 高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、国が進める「国土の管理構想」も踏
328 まえ、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進める
329 ことが重要である。

330 また、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、利便性と生産性が
331 高く環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市構造を形成していくことが求められる。

332 このため、都市地域においては、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な
333 要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制を行い、中長期的な視点で
334 より安全な地域へ都市機能や居住を誘導するなど、都市機能や居住を中心部や生活拠
335 点等に集約化するとともに、郊外に無秩序に拡大してきた市街地を集約する方向に誘
336 導する。

337 その際、所有者不明土地等の低未利用土地の利用の円滑化や空き家の利活用により
338 土地利用の効率化を図るとともに、所有者不明土地対策と空き家対策の連携の強化な
339 ど、効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図り、とりわけ、今後急増することが見込
340 まれる高経年マンションの対策として、マンションの管理の適正化や再生の円滑化を
341 進めることが重要である。

342 また、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サー
343 ビスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生等の新たな土地利用を
344 勘案しつつ、生活の維持、空き地・空き家対策等を進めながら、土地の多面的な活用を
345 図る。一部の地域だけで十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏ま
346 え、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進める。
347 その際、必要に応じて市町村界を超えた連携の視点を持つことが重要となる。

348 さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する
349 複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率
350 的な土地利用を図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用土地の再利用を

351 優先し、地域社会の持続可能性を高める地方創生の観点にそぐわない場合は、農地や森
352 林等からの転換は抑制する。

353 加えて、身近な生活空間を花や草木で彩ることで、良好な居住環境を創出し、誰もが
354 住みたいと思う美しいまちづくりを推進する。

355 一方、大都市においては、国際競争力強化の観点から、大街区化により必要な業務機
356 能が集積できるよう土地の有効利用・高度利用を図るとともに、海外からも人や企業を
357 呼び込む魅力ある都市空間の形成に向けた基盤整備、良好な業務空間・居住空間の確保、
358 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりや空間づくりを官民一体により推進する。

359 農地については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的
360 機能を持続的かつ適切に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農地の大区画
361 化や担い手への農地集積・集約化を促進することなどを通じて、遊休農地や荒廃農地の
362 発生防止及び解消と効率的な利用を図る。

363 森林については、森林経営管理制度を活用した経営管理の集積・集約等により、県土
364 の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。その際、
365 都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地、森林の適切な管理などにより、効率的に
366 健全な水循環の維持又は回復を図る。

367 また、カーボンニュートラルの実現に向けた大規模太陽光発電設備や風力発電設備
368 等の再エネ施設の設置に際しては、大規模太陽光発電設備に対する将来の設備廃棄や
369 景観との調和に関する地域の懸念が顕在化していることなども踏まえ、周辺の土地利
370 用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するなど、地域と共生する形で立地誘導を
371 図る。

372 なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下
373 においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全
374 な水循環、景観等にも影響を与えることから、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重
375 要である。

376 一方で、地方創生の観点から、交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化
377 等を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転
378 換など、関連する制度の弹力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づ
379 き、積極的な土地利用の最適化を推進していく。

380 そのほか、重要土地等調査法に基づく土地等利用状況の調査などの動きを注視する。
381

382 イ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理

383 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理については、ハード対策とソフト
384 対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及
385 び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限するこ
386 とが重要である。

387 気候変動による、極端な気象現象に伴う風水害の激甚化・頻発化を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進するとともに、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制と中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住を誘導する。

392 また、農地の良好な管理や「緑の社会資本」である森林の整備保全を通じて、県土保全や水源かん養等の多面的機能を持続的かつ適切に發揮するとともに、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップの推進により、ライフライン等の多重性・代替性を確保する。

396 加えて、被災後、早期に的確な復興に着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築を進める。その際、広域的な視点から、県による市町村の防災・減災対策への助言を積極的に行うことも重要である。

400 併せて、昨今の極端な気象現象、防災分野における国及び社会全体の政策の動向や変化のスピードを的確に捉える。

402 さらに、宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等の安全性を確保するなどの取組を進めることによって安全・安心な県土利用・管理を実現していく。

406 ウ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理

407 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理については、県土と社会経済活動の基盤となる自然資本の保全・拡大と持続的な活用を図るため、健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、「福岡県生物多様性戦略」が目指す健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持、ワンヘルスの視点を踏まえながら、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要である。

413 このため、自然公園等の保護地域の拡張と管理の強化を図るとともに、低未利用土地の自然再生地への転換も含め、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)の設定・管理を促進することによって、優れた自然環境の保全・再生と併せて、森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークを形成する。

417 その際、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)などNbS(Nature-based Solutions)の考え方根ざした自然環境が有する多様な機能の活用、SDGsの取組によって、地域の社会課題解決を図っていくことが重要である。

421 また、地域におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、地域共生型の再エネ導入促進や、バイオマス等の循環利用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里

423 山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承することが重要となる。

424 さらに、自然公園などの優れた自然環境等の保全や管理を充実させ、自然資本の持続
425 的な活用、地方への移住や二地域居住など地域間の対流促進、関係人口を拡大すること
426 によって、地域活性化や都市と農山漁村のつながりを強化する。

427 これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間、水辺空間など、
428 地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を通じた魅力ある地域づくりや地球温暖
429 化への対応、水環境の改善等の観点から地下水を含む健全な水循環を維持又は回復す
430 るための取組を効率的かつ効果的に進める。

431 これらの取組と併せて、多様な主体の連携による取組として、地域が主体となって、
432 地域資源を最大限活用しながら、環境・社会・経済課題を同時に解決していくローカル
433 SDGs 事業を次々と生み育て続けられる自立した地域をつくりつつ、地域における生態
434 系サービスの維持・向上を図ることが重要である。

435 なお、生態系や生物多様性の保全・再生に取り組む際には、人獣共通感染症などの感
436 染症リスクとの相互関係に十分留意し、科学的根拠に基づいた慎重かつ具体的な対応
437 を進める必要がある。ワンヘルスの視点も踏まえながら、保全・再生と感染症リスク管理
438 の両立を図るため、適切なゾーニングや里山をはじめとしたバッファーゾーン（緩衝
439 帯）の整備、導入が重要である。

440 441 エ 県土利用・管理DX

442 本県においては、令和4年に「福岡県 DX 戦略」を策定し、デジタル化・DX の推進に
443 取り組んでいる。適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、人口、高齢化率、農
444 地・森林関連情報の管理状況、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都
445 市計画情報など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくこと
446 が重要である。

447 今後、人口減少や高齢化により管理能力や人手不足の深刻化が懸念されるため、県土
448 の管理を効率的・効果的に実施するための情報が必要となる。

449 このため、県土の現状を正確に把握した上で、県民に広く共有することを基本的な方
450 向とし、自然災害や環境問題への対応、産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現につ
451 ながる地理空間情報等のデジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を徹
452 底的に活用するとともに、県土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に
453 応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより、県土利用・管理の効率化・高
454 度化を図る。

455 また、福岡県官民データ連携基盤や国による地理空間情報の整備により、地域・分野
456 を超えたオープンデータ等の利活用を推進し、分野横断的な情報の活用体制を強化す
457 るとともに、地図上に人口や交通、都市機能に関する地理空間情報を重ねて表示するこ
458 とで、視覚的に都市の課題や施策効果が把握できる都市構造の可視化を推進していく

459 ことが重要となる。

460

461 オ 多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理

462 人口減少の進行に伴う土地利用ニーズの低下を背景とした所有者不明土地や管理不
463 全の土地の増加が懸念されるなか、適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、地
464 域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による
465 取組を促進していくことが重要である。

466 このため、多様な主体が連携して地域の課題を解決する協議会等のコーディネート
467 機能の確保を図るとともに、相続等により取得した土地を国庫に帰属させる取組のほか、空き地・空き家バンク等の官民連携の取組を推進する。

469 また、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う「県民参加の県土
470 管理」を進めるため、二地域居住者等を含む関係人口の拡大と地域との関わりを深化さ
471 せることが引き続き重要である。

472

473 (3) 利用区別の県土利用の基本方向

474 利用区別の土地利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を個別に
475 捉えるだけでなく、相互の有機的な関連性に十分留意し、地域全体の利益を実現する最
476 適な土地利用・管理が実現できるよう調整を図ることが必要である。

477

478 ア 農地

479 農地は宅地への転用や荒廃農地の発生等により減少傾向にあるが、県民生活を支える
480 食料等の生産基盤であることから、耕地利用率や農地の集積率等の向上により更なる
481 食料の安全保障の強化を図りつつ、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保する。
482 また、不断の良好な管理を通じて、県土保全や生物多様性保全等の農業・農村の有する
483 多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した
484 農業生産の推進を図る。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保
485 するため、農地の大区画化、水田の畑地化・汎用化等の基盤整備、農地中間管理機構を
486 活用した農地の集積・集約化を推進するとともに、担い手の負担軽減のため水路等の保
487 全管理といった地域の共同活動を支援する。また、農業上の利用が行われる区域や保全
488 等を進める区域について、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、農地の適切な利
489 用を確保する。

490 中山間地域等の条件不利地域における荒廃農地の発生防止など、農地の確保と適正
491 利用の強化を図るとともに、荒廃農地発生等の要因となる鳥獣による農作物被害への
492 対策を進める。また、農業と他分野の連携による取組等を通じ、複数の地域で支え合い、
493 地域資源の維持や集落機能を補完する体制の構築を図る。市街化区域内農地については、
494 良好的な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と

495 利用を図る。

496 さらに、デジタルや新技術活用の観点からは、スマート農業の加速化による生産性の
497 向上を図るとともに、生産力向上と持続性の両立によって、持続可能な食料システムを
498 構築する。

499 農地への再エネの導入に当たっては、食料安全保障の観点から、農業生産の基盤である
500 優良農地の確保や農村地域の活力の向上に特に配慮する。

501 また、県産農林水産物の高付加価値化や多様な担い手の育成・確保に資するよう、質
502 の高い農地・生産基盤の維持に取り組む。さらに、環境への配慮や持続可能な農業の推
503 進を通じて、県土の保全と県民の健康・安心に貢献する。

504

505 イ 森林

506 森林については、2050 年カーボンニュートラルや生物多様性保全への対応、国内外
507 の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源かん養、地球温暖化の防止、木材生産、
508 生物多様性の保全等の多面的機能を有し重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進
509 める。その際、山地災害の防止対策、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、
510 森林経営管理制度等に基づき、森林の経営管理の集積・集約化を進めるとともに、急な
511 傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進
512 する。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進する。併せて、
513 デジタル技術やスマート林業の導入、多様な担い手の参画を促進し、森林管理の効率
514 化・高度化を図る。

515 また、戦後に植林した森林が利用期を迎えていることから、この機会を捉え、将来に
516 わたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、森林資源の循環利用の確立を図ること
517 とし、主伐後の再造林を推進するとともに、花粉症対策として、スギ花粉等の発生の
518 少ない多様で健全な森林への転換を図る。さらに、都市等において新たな木材需要（非
519 住宅・中高層建築物、木質バイオマス、改質リグニン等の新素材としての活用など）を
520 創出することなどにより県産材の利用を促進する。

521 都市及びその周辺の森林については、良好かつ地域での快適な生活環境を確保する
522 ため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林に
523 ついては、地域社会の活性化に加え、水源かん養、地球温暖化の防止、木材の供給など
524 に配慮しつつ、適正な利用を図る。特に、カーボンニュートラルの実現に向けた都市部
525 の CO₂ 排出削減等に貢献していくため、森林資源の循環利用を進めるとともに、森林経
526 営への資金循環が期待される森林由来 J-クレジットを活用したカーボン・オフセット
527 の推進を図る。また、森林を活かした健康づくりや県民交流の場の創出にも努め、地域
528 の活力向上に貢献する。さらに、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育す
529 る森林、史跡、名勝等が所在し優れた自然景観等を形成する森林等については、その適
530 正な保全を図る。

531

532 ウ 原野等

533 原野等において、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成し
534 ている場合については、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化して
535 いる場合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形
536 成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

537

538 エ 水面・河川・水路

539 水面・河川・水路については、河川はん濫地域における安全性の確保、多様な水需要
540 に対する安定した水供給のための水資源開発、農業用排水路の整備やため池の計画的
541 な改修などに要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、
542 既存用地の持続的な利用を図る。これらの整備に当たっては、流域の特性に応じた健全
543 な水循環系の構築や、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、生物の多様な生息・
544 生育環境、自然の水質浄化作用、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープ
545 ンスペースなど多様な機能の維持・向上に努める。

546

547 オ 道路

548 道路のうち、一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の
549 整備を進めるため、必要な用地の確保を図る。また、計画的な点検・診断と予防的な維
550 持修繕を行うことで、施設の適切かつ効率的な維持管理・長寿命化・更新等を通じた既
551 存用地の持続的な利用を図る。

552 整備に当たっては、道路の安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、希
553 少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用するなど環境の
554 保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良
555 好な沿道環境の保全・創造に努める。

556 農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を
557 図るため、必要な用地の確保を図るとともに、老朽化した施設の再編・強靭化等の取組
558 を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備に当たっては、自然環境
559 の保全に十分配慮する。

560

561 カ 住宅地

562 住宅地については、少子高齢化の進行や少人数世帯の増加、生活様式や居住ニーズの
563 多様化を受け、豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能
564 などに優れた良質な住宅ストックの形成を図り、良好な居住環境を形成する。その際、
565 地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導し、
566

567 災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。また、子育てしやすい環境や高齢者
568 が安心できる住まいの確保、多様な世帯に対応した住宅セーフティネットの充実に向
569 けた各施策に取り組む。

570 住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中におおむねピークを迎える、その後は減少
571 に転じることが見込まれるため、必要な用地の確保は、土地利用の高度化、低未利用
572 土地の活用、空き家の活用・除却を推進し、農地や森林等からの転換は抑制することに
573 努める。

574

575 キ 工業用地

576 工業用地については、グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向、産業・
577 物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮
578 しつつ、県内における企業立地促進の方針等を踏まえた必要な用地の確保を図る。

579 また、工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地については、土壤汚染調査や対
580 策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。さらに、工場
581 内の緑地、水域やビオトープ等が希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている
582 場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組の促進を
583 図る。

584

585 ク その他の宅地

586 その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、都市の集約化
587 に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制
588 及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サ
589 ービス化の進展等に対応しながら、必要な用地の確保を図る。また、大規模集客施設の
590 立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、郊外へ
591 の無秩序な拡大を抑制しつつ、地域の判断を反映した適正な立地を確保する。公共施設
592 については、建替え等の機会を捉え、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等で
593 の立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域へ
594 の市街地の集約化を促進させる。

595

596 ケ その他（公用・公共用施設の用地、低未利用土地等）

597 以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設等の公
598 用・公共用施設の用地については、太陽光発電設備の設置による再エネの導入を図る際
599 には、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、地域との共生や環境の保全に配
600 慮して、必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災
601 害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空き
602 店舗等の活用やまちなか立地に配慮する。さらに、県の防災拠点となる施設等のうち緊

- 603 急性の高い箇所の整備を推進するとともに、市町村における取組を支援する。
- 604 工場跡地など、都市の低未利用土地は、居住用地や事業用地等として適切に再利用を
605 図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース
606 等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。
- 607 荒廃農地は、再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主
608 体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。一方で、
609 様々な政策努力を払ってもなお再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状
610 況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、工業用地としての利用、自然環境の
611 再生など、農地以外への転換を推進する。
- 612 また、ゴルフ場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然
613 環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図る。その際、
614 近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に
615 応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。
- 616
- 617 コ 沿岸域
- 618 沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への期待があるこ
619 とから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性
620 に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。その際、環境の保全と国民に開
621 放された親水空間としての適正な利用や、海岸の侵食状況、津波・高潮等の災害リスク
622 に配慮する。
- 623 また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しており、CO₂ 吸收
624 源としても期待される藻場等のブルーカーボン生態系など、沿岸域の有する生物多様
625 性の確保を図るとともに、良好な景観を保全・再生・創出する。併せて漂着ごみ対策、
626 汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、県土
627 の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。
- 628
- 629

630 第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

631

632 1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

633 ア 計画の基準年次は令和5年とし、目標年次は、令和18年とする。

634 イ 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、それぞれ
635 およそ493万人※、およそ258万世帯と想定する。（※福岡県総合計画（人口ビジ
636 ョン）で定める2040年時点の将来推計値）

637 ウ 県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とする。

638 エ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、
639 利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積
640 を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

641 オ 県土の利用の基本構想に基づく令和18年の利用区分ごとの規模の目標は、次表の
642 とおりである。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、
643 弾力的に理解されるべき性格のものである。

644 県土の利用区分ごとの規模の目標

645

単位：ha、%

	県 計					
	令和5年	令和18年	増減面積	構成比		18/5
				5年	18年	
農地	78,370	74,240	△4,130	15.7	14.9	94.7
森林	225,090	225,090	0	45.1	45.1	100.0
原野等	410	410	0	0.1	0.1	100.0
水面・河川・水路	21,740	21,740	0	4.4	4.4	100.0
道路	33,500	34,590	1,090	6.7	6.9	103.3
宅地	76,940	79,970	3,030	15.4	16.0	103.9
住宅地	46,750	48,490	1,740	9.4	9.7	103.7
工業用地	6,200	6,580	380	1.2	1.3	106.1
その他の宅地	23,990	24,900	910	4.8	5.0	103.8
その他	62,720	62,730	10	12.6	12.6	100.0
合計	498,770	498,770	0	100.0	100.0	100.0

646 ※ 基準年次（令和5年）の数値は、土地利用動向調査より。

647

648

649 (1) 農地

650 食料の安定供給、県土の保全、自然環境の保全など農業の持つ多面的機能を維持する
651 見地から、優良農用地の確保に努めるものとするが、道路の整備や企業の進出などに伴
652 う宅地への転用等により減少すると想定した。

653

654 (2) 森林

655 一部宅地などへの転換があるものの、森林の持つ多面的機能を維持する見地から適
656 切な管理を図り、荒廃農地などの森林への転換や植林の促進等により、現状の面積を維
657 持するとした。

658

659 (3) 原野等

660 原野等のうち、湿原や草原など貴重な自然環境については、生態系や景観の維持のた
661 め保全を基本とする。また、その他の原野および採草放牧地については、地域の自然環
662 境に配慮しつつ適切に利用することで、現状の面積を維持するとした。

663

664 (4) 水面・河川・水路

665 水面については計画期間中にダムの整備計画等が無く、農業用水路の利用頻度は低
666 下しているが、河川、水路の整備などにより現状の面積を維持するとした。

667

668 (5) 道路

669 広域幹線道路網の整備、中山間地域振興をはじめとした地域に必要な生活道路の整
670 備などにより増加すると想定した。

671

672 (6) 宅地

673 住宅地については、世帯の増加や良質な住宅ストックの形成などを図ることにより
674 なお増加すると想定した。

675 工業用地については、物流拠点や自動車産業などの需要により増加すると想定した。

676 その他の宅地については、商業施設、事務所・物流施設などの需要により増加すると
677 想定した。

678

679 (7) その他

680 その他については、他の利用区分に該当しない土地に係るものである。

681

682

683

684

685 2 地域別の概要

686 地域別の土地利用に当たっては、「県土利用に関する基本方針」及び土地、水、自然
687 などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の特性に応じた持続可能な地域形成の実現を
688 通じ、県土全体の調和ある有効利用を目指し、地域の自然的、社会的、経済的及び文化
689 的特性を活かした土地利用を図るものとする。

690 なお、地域区分については、福岡地域、筑後地域、筑豊地域、北九州地域の4区分と
691 している。

692 (1) 福岡地域

693 (現状と課題)

694 福岡地域は、福岡市圏域（福岡市）、筑紫圏域（筑紫野市、春日市、大野城市、太宰
695 府市、那珂川市）、糟屋中南部圏域（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋
696 町）、宗像・糟屋北部圏域（宗像市、古賀市、福津市、新宮町）、糸島圏域（糸島市）、
697 朝倉圏域（朝倉市、筑前町、東峰村）の11市8町1村で構成され、面積は15万3,767ha
698 と県土の約30.8%を占めている。

699 令和2年の総人口は約269万人で、県全体の約52%を占め、圧倒的な人口規模を有し
700 ているが、域内では人口の増減や年齢構成にばらつきが見られる。福岡市圏域では生産
701 年齢人口が多く、九州・山口圏から若い世代の転入が続く一方、東京圏等への転出も見
702 られ、今後は高齢化率の上昇も見込まれる。筑紫圏域や糟屋中南部圏域、宗像・糟屋北
703 部圏域、糸島圏域では子育て世代の転入・定住が顕著であるものの、20代前半を中心
704 とした都市部や東京圏への転出超過も課題である。朝倉圏域では、若年層の転出と高齢
705 化の進行が同時に進み、定住促進と地域コミュニティ維持が大きな課題となっている。

706 産業面では、福岡市圏域を中心に第3次産業（卸売業・小売業・サービス業など）が
707 発展し、域内総生産の約9割を占める。情報通信業やクリエイティブ産業も集積し、IT
708 スタートアップやデジタルコンテンツ分野の成長が著しい。一方、周辺圏域では物流、
709 製造業、農林水産業も重要な役割を果たしており、とくに農林水産業の比重が大きい糸
710 島圏域や朝倉圏域では農林水産物のブランド化が進められている。

711 また、福岡空港、博多港、鉄道や高速道路網など西日本の拠点となる交通インフラが
712 整備されており、九州大学伊都キャンパスなどの高度研究拠点、天神地区・博多駅周辺
713 をはじめとする高次都市機能が集中する一方で、観光資源、自然、歴史・文化資源も豊
714 富に存在する。

715 課題としては、都市インフラ・生活基盤の維持・更新、都市部と郊外・農山村部との
716 人口・雇用格差の拡大、若年層の転出抑制、子育て・教育・医療・福祉環境の更なる充
717 実、多文化共生や外国人材受入の対応、災害リスクや気候変動への備え、そして地域産
718 業の持続的成長と新分野への転換等、多様かつ複合的な対応が求められている。

719

720 (基本方向)

721 福岡地域では、九州・西日本の中枢都市圏としての魅力、圏域ごとの特性を活かしながら、
722 人口減少・高齢化の進行や都市の課題に的確に対応し、持続可能で多様な人々が
723 安心して活躍できる活力ある地域社会の実現を目指す。

724 まず、福岡市圏域では、充実した交通基盤・高次都市機能・産業集積を背景に、IT・
725 情報関連や健康・医療・福祉など成長分野の企業集積、产学研官連携による新産業・スタ
726 ートアップ創出、本社機能の誘致を一層推進する。天神ビッグバンや博多コネクティッ
727 ド等、都心部開発を通じたビジネス環境や都市機能の強化、観光・MICE 誘致や文化・
728 スポーツイベントの推進により、域内外の交流人口拡大と経済の活性化を目指す。また、
729 都市の高齢化や多文化共生に対応し、福祉サービスの充実、健康寿命の延伸、誰もが活
730 躍できる社会づくりに力を入れる。若年層の地元定着や専門・創業人材の呼び込みに加
731 え、子育て・教育支援や働きやすい職場環境づくり、女性や外国人材の活躍推進にも重
732 点を置く。

733 筑紫圏域では、福岡市圏域への優れた交通アクセスと自然・歴史資源を活かし、子
734 育て世代や若年層の転入・定住を促進する。定住圏としての魅力向上と併せて、地元産
735 業の活性化、地域資源を生かした観光・交流・体験産業の振興、農林水産業の高付加価
736 値化を図る。人口の二極化や若年層の都市部転出に対応するため、移住・定住の促進、
737 関係人口の創出・拡大、コミュニティの活性化に積極的に取り組む。

738 糧屋中南部圏域では、福岡市と隣接する地の利を活かし、定住圏域としての機能強
739 化と企業誘致や創業支援による職住近接型の雇用創出に力を入れる。地元産業の活
740 性化、地域資源を生かした観光消費の拡大、さらには交流・関係人口の拡大を一体的に進
741 め、地域経済の多様化と活性化を図る。

742 宗像・糟屋北部圏域では、福岡市・北九州市圏域への通勤圏としての利便性を活かし
743 つつ、企業誘致、コワーキングスペース整備等により職住近接型の定住圏域を目指す。
744 世界文化遺産や美しい海岸線、豊かな自然など観光資源の活用、直売所・道の駅などの
745 連携による農林水産物の6次産業化、生産品の認知度向上、体験型観光の推進、に努め
746 る。

747 糸島圏域は、都市近郊の豊かな自然環境、九州大学伊都キャンパス等の研究拠点や農
748 林漁業資源を最大限に活かし、多様なライフスタイルの実現を支える定住圏域として
749 発展を目指す。产学研官連携による新産業・研究開発機能の集積、地元のブランド食材等
750 の地域資源を活用した観光消費の拡大、移住・定住の促進を推進する。

751 朝倉圏域では、魅力ある農産物・伝統工芸・観光資源や広域道路網を活かし、関係人
752 口の創出・拡大、農林業の収益力強化や中小企業の経営基盤強化、地元雇用の拡大によ
753 る若年世代の転出抑制・定住促進に注力する。災害からの復旧・復興、防災・減災の強
754 化、健康づくりや地域包括ケアの推進、地域コミュニティの活性化、子育て世帯への支
755 援充実など、高齢化率の高さを踏まえた生活支援や子育て支援の充実を図る。

756 このように、福岡地域では都市機能や産業集積という強みを基盤としつつ、圏域ごと

757 の多様性を尊重した施策を展開することで、人口減少・高齢化社会に対応した都市機能
758 やサービスの集約・拠点化、多様な産業振興・人材確保・コミュニティ活性化、地域資
759 源の活用、災害に強いインフラ整備と生活環境の充実を一体的に推進する。誰もが安心
760 して暮らし、多様な働き方やライフスタイルを選択できる、活力ある持続可能な地域社
761 会の実現を図る。

762

763 (2) 筑後地域

764 (現状と課題)

765 筑後地域は、本県南部に位置し、八女・筑後圏域（八女市、筑後市、広川町）、久留
766 米圏域（久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町）、有明圏域（大牟
767 田市、柳川市、みやま市）の9市3町で構成され、面積は12万9,380haと県土の25.9%
768 を占める。北部は久留米市などの都市部、南部には八女の山間地や有明海沿岸の農漁村
769 が広がり、多様な自然・歴史・産業・文化が共存する地域である。

770 令和2年の総人口は約79万人で、本県全体の約15%を占めているが、各圏域において
771 は少子高齢化や人口減少、若年層・子育て世代の域外転出が顕著となっており、人口
772 構造の変化への対応が重要な課題である。特に有明圏域では高齢化率が37%と県平均
773 を大きく上回り、久留米圏域や八女・筑後圏域でも年少人口・生産年齢人口の減少が進
774 行していており、地域産業やコミュニティの持続性、人材確保が課題となっている。

775 産業面では、平野部の肥沃な農地を活かした米・麦・大豆や果樹、花卉、茶などの農
776 業が盛んで、特に八女市は全国有数の茶の産地として知られる。また、有明海沿岸では
777 のり養殖を始めとした水産業も重要な地場産業となっている。久留米圏域では伝統的
778 なものづくりや医療・福祉、教育機関が集積し、都市的な生活利便性と自然豊かな田園
779 環境が共存する。久留米絣、八女提灯や大川市の家具など、伝統工芸や特産品のブラン
780 ド力も高い。有明圏域の大牟田市では石炭産業の歴史や重化学工業、近年では世界文化
781 遺産登録地として観光資源の活用も進んでいる。

782 一方、地域経済はグローバル化や人口減少、産業構造の変化の中で、担い手不足や後
783 継者問題、新たな産業・雇用の創出、人材活躍の場づくりが課題である。交通面では、
784 九州新幹線や九州自動車道、大分自動車道、有明海沿岸道路など、県内外を結ぶ広域交
785 通基盤が整備され、域内外へのアクセスは良好であるが、公共交通の利便性維持や山間
786 地・中山間地域での生活インフラ確保が課題。

787 また、久留米市を中心とした都市部と、山間地や有明沿岸部の農漁村部、伝統的な町
788 並みや自然景観、観光地など、多様な生活・文化圏が存在し、地域間格差の解消や地域
789 資源の活用も大きなテーマである。気候変動による自然災害リスクや、高齢化の進行に
790 伴う医療・福祉ニーズの増大、人口減少社会における都市機能や生活サービスの持続可
791 能性の確保も課題として挙げられる。

792

793 (基本方向)

794 筑後地域においては、圏域ごとの特性や隣接する熊本県との広域の連携を活かし、多
795 様な世代が安心して暮らし続けられる持続可能な地域社会の実現を目指す。

796 まず、八女・筑後圏域では、全国ブランドの農産物や伝統工芸品、豊かな自然や歴史
797 的町並みなど、地域資源を活用した産業・観光振興と雇用創出により、若年層・子育て
798 世代の定住促進と交流人口の拡大を図る。新幹線や高速道路による高い交通利便性を
799 活かし、企業誘致や地元企業の成長支援、農産物・特産品のブランド化、6次産業化、
800 農商工連携による新商品開発や輸出促進を進めるとともに、伝統文化の継承や新たな
801 観光資源の創出、多様な交流・体験の場づくりも強化する。住みやすい環境や子育て支
802 援、健康づくりの推進、コミュニティバス等の地域公共交通の充実にも取り組み、高齢
803 者も若者も元気に暮らせる地域づくりを推進する。

804 久留米圏域では、都市的な生活利便性と豊かな田園・自然環境、医療・教育機能の集
805 積を活かし、都市と農村が共存できる住環境の形成や、県南地域の経済・学術・医療拠
806 点としての機能強化を進める。ものづくり産業や農業等の振興、产学研連携の促進、中
807 心市街地の活性化、高度産業人材の育成・確保にも力を入れる。また、外国人住民を含
808 む多様な住民が共生できる地域社会の構築、文化・スポーツ・観光資源を活用した交流
809 人口・関係人口の拡大を目指す。医療・教育・子育て支援の充実や地域包括ケア体制の
810 強化を図り、安心して長く暮らせるまちをつくる。

811 有明圏域は、熊本県と接する県境地域であるという特殊性から、様々な施策を実施す
812 る上で、熊本県の自治体と相互に影響を受け合う関係にある。このため、本県では、隣
813 県と連携し、県境地域全体の振興を推進することを目的とした「県境地域振興ビジョン」
814 を策定しており、同ビジョンも踏まえ、圏域の現状や課題に応じた様々な取組を進める。

815 三池炭鉱・三池港などの産業遺産や有明海・矢部川などの豊かな自然、農林水産物や
816 独特の景観・文化資源を活かし、地元産業の振興や雇用創出、観光振興、移住・定住の
817 促進に取り組む。港湾・幹線道路・工業用地といった産業インフラを活かし、半導体関
818 連企業を中心とした企業誘致、創業支援、高等教育機関との連携による人材育成を進め
819 る。農林水産業のブランド化や6次産業化、観光資源と食文化を融合した広域観光ルー
820 トの開発、インバウンド対応の強化などによる交流・観光消費の拡大を図る。高齢化率
821 が高い状況を踏まえ、健康寿命の延伸や生活支援の充実、中山間地域における生活イン
822 フラの確保、資源循環型社会の推進にも積極的に取り組む。

823 このように、筑後地域では、豊かな自然や農林水産資源、伝統産業や医療・教育とい
824 った多様な地域資源・産業の強みを活かしつつ、人口減少・高齢化社会に対応した都市
825 機能やサービスの集約・拠点化、地域ごとの特色ある産業振興や人材確保、地域コミュ
826 ニティの活性化、自然・文化資源の保全と活用、災害に強いインフラ整備や生活環境の
827 充実を推進することで、持続可能な土地利用と、多世代が安心して暮らし続けられる活
828 力ある地域社会の実現を図る。

829 また、筑後川や矢部川、有明海などの豊かな自然環境、伝統と革新が融合した文化・
830 ものづくりの歴史を活かし、隣県の自治体とも連携しながら、域内外の情報の共有や
831 人・モノの交流を促進し、魅力ある定住圏域・広域経済圏の形成を進める。

832

833 (3) 筑豊地域

834 (現状と課題)

835 筑豊地域は、直方・鞍手圏域（直方市、宮若市、小竹町、鞍手町）、飯塚・嘉穂圏域
836 （飯塚市、嘉麻市、桂川町）、田川圏域（田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、
837 大任町、赤村、福智町）の5市9町1村で構成され、面積は98,457haと県土の19.7%
838 を占める。筑豊地域は、かつて日本の近代化を牽引した石炭産業の中心地として発展し、
839 現在も自動車や機械金属などものづくり産業の集積地としての顔を持つ一方、少子高
840 齢化と人口減少が著しく進行し、地域経済や社会の持続性確保が課題となっている。

841 令和2年の総人口は約40万人で県全体の約8%を占めるが、年少・生産年齢人口が減
842 少し、高齢化率は直方・鞍手圏域で36%、飯塚・嘉穂圏域で34%、田川圏域では38%に
843 達しており、県内でも高い水準となっている。特に10代後半～40代前半の若年・子育
844 て世代の都市圏（福岡市圏、北九州市圏、東京圏等）への転出超過が続いている、将来
845 を担う人材の流出抑制と定住促進が喫緊の課題である。

846 産業面では、直方・鞍手圏域を中心にトヨタ自動車九州等の自動車産業、機械金属産
847 業などが集積し、就業者の約4割が製造業に従事する全国でも有数のものづくり地域
848 となっている。飯塚・嘉穂圏域では医療・福祉、教育分野の就業者比率が高く、大学等
849 の研究開発機能が立地しており産学官連携が期待される。加えて、旧街道や炭鉱関連遺
850 産のような歴史的遺産が多く残っている。田川圏域では医療・福祉分野の就業者比率が
851 全国平均の2倍超と本県圏域内で最高となっている。また、英彦山や福智山などの自然
852 や伝統工芸などの観光資源、炭鉱遺産を活用した地域振興も特色となっている。

853 一方で、石炭産業の終焉や産業構造の変化により人口流出が長期化し、若年層の定住
854 や地域産業の担い手確保が困難となっている。特に子育て・教育環境の充実、魅力ある
855 雇用の場づくり、健康寿命の延伸や包括ケアの推進、生活交通の利便性確保など、持続
856 的な地域社会づくりに向けた課題がある。

857 さらに、各圏域においては自然災害リスクの増加や公共インフラの老朽化への対応、
858 炭鉱遺産や歴史・文化資源の保全と活用、農林業の担い手確保やブランド化、地域コミ
859 ュニティの活性化など、将来にわたり安心して暮らせる地域づくりが求められている。

860

861 (基本方向)

862 筑豊地域では、県内有数のものづくり集積地、大学・研究機関、豊かな自然と歴史文
863 化資源を持つという圏域ごとの強みを活かし、人口減少・高齢化が進む中でも、多様な
864 世代が安心して暮らし続けられる持続可能な地域社会の実現を目指す。

865 まず、直方・鞍手圏域では、自動車関連産業や機械金属産業など高度なものづくり産
866 業基盤を活かし、安定した雇用の創出に取り組む。トヨタ自動車九州などの企業集積や
867 産業支援機関を活かし、関連産業の取引拡大や地元人材の育成・確保、新規企業の誘致
868 を進めるとともに、若年層・子育て世代の定着促進、移住・定住に向けた魅力ある生活
869 環境や教育・子育て支援の充実を図る。通勤・通学圏としての役割強化や、関係人口の
870 拡大、職住近接型のまちづくりを推進する。さらに、福智山系や遠賀川流域の自然環境、
871 竹原古墳・脇田温泉など地域資源を活用した観光・交流人口の拡大にも取り組み、地域
872 経済の多様化を目指す。

873 飯塚・嘉穂圏域では、九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部、飯塚リサー
874 チパーク等の大学・研究機関や医療・福祉分野の集積を活かし、ブロックチェーンなど
875 IT産業の振興、医工学連携の推進による新産業の育成・集積に取り組む。また、福岡・
876 北九州両都市圏への良好な交通アクセスや医療サービスの充実等の住みやすい住環境
877 の情報発信、子育て支援や教育環境の充実に努め、若年層・子育て世代の転出抑制と転
878 入促進を図る。さらに、シュガーロードや炭鉱遺産、スポーツ資源等、歴史・文化・観
879 光資源を活用した交流人口の拡大、農林業のブランド化・6次産業化による地域経済の
880 活性化を目指す。

881 田川圏域では、自動車関連産業に隣接する地理的優位性、英彦山・福智山など豊かな
882 自然、山本作兵衛翁の炭坑記録画・三井田川鉱業所伊田坑跡などの炭鉱関連遺産、伝統
883 工芸といった多様な地域資源を楽しむことができる職住近接型の定住圏域としての発
884 展を図る。福岡県立大学を核とした教育機能強化、若年層・子育て世代の転出抑制・転
885 入促進、地元産業の担い手確保、企業誘致を進めるとともに、地域コミュニティの再生・
886 関係人口の創出にも取り組む。鉄道・バスなどの地域公共交通体系の充実に向けた取組
887 が求められる。

888 このように、筑豊地域では各圏域の強み・特性を活かしながら、ものづくり産業基盤
889 や大学・医療機能、豊かな自然・観光資源など地域資源の多面的な活用と産業振興、人
890 材確保・育成、定住・交流人口の拡大、生活利便性と安心・安全な暮らしの確保を推進
891 する。持続可能な土地利用と調和した都市・農山村・中山間地域それぞれの役割強化、
892 歴史・文化資源の保存と活用、災害に強いインフラ整備にも取り組み、人口減少・高齢
893 化社会にあっても活力ある地域社会の実現を図る。

894 895 (4) 北九州地域

896 (現状と課題)

897 北九州地域は、北九州市圏域（北九州市）、遠賀・中間圏域（中間市、芦屋町、水巻
898 町、岡垣町、遠賀町）、京築圏域（行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛
899 町、築上町）の4市9町で構成され、面積は117,160haで県土の約23.5%を占めている。
900 北九州市を中心に、交通や産業、医療・福祉・教育機能が集積し、各圏域において

901 特色ある自然・歴史・文化資源を有している。

902 令和2年の総人口は約125万人で、県全体の約24%を占めるが、いずれの圏域でも
903 少子高齢化や人口減少が進んでいる。政令指定都市である北九州市を含む北九州市圏
904 域では、生産年齢人口の減少と高齢化率の高さが課題となっており、20~30代の若年
905 層や子育て世代の転出超過が続いている。遠賀・中間圏域や京築圏域でも、若年人口の
906 減少や高齢化の進行が課題であり、地域コミュニティの担い手や地域産業の次世代人
907 材確保が大きな課題となっている。

908 産業面では、北九州市圏域において我が国の近代化や高度経済成長の原動力となっ
909 てきたものづくり産業や物流・交通の基盤が集積しており、北九州空港や北九州港、東
910 九州自動車道といった広域交通インフラが地域の発展を支えている。ものづくりを支
911 える高度な技術力の集積を活かし、将来の産業構造の変化を見据えた産業振興が求め
912 られている。また、遠賀・中間圏域は北九州市の衛星都市として住宅・商業施設の集積
913 が進む一方、若い世代、子育て世代の転出抑制・転入促進のため雇用環境や子育て環境
914 の維持・充実が課題である。京築圏域では自動車関連産業の集積や農林水産業のブラン
915 ド化が進むが、若い世代の転出抑制や外国人材の活用、地域資源の継承・発信への取組
916 が求められている。

917

918 (基本方向)

919 北九州地域では、圏域ごとの特性を活かし北九州市圏域をはじめとした隣接圏との
920 連携を行った定住圏域を構成し、人口減少・高齢化社会にも持続可能な地域社会の実現
921 を目指す。

922 まず、北九州市圏域では、ものづくり基盤や高度な技術・産学官連携、充実した交通
923 インフラを活かし、安定した雇用を創出する新たな成長産業の振興、周辺圏域の雇用の
924 受け皿としての機能を担う圏域として発展していくことが期待される。また、北九州
925 空港や北九州港、東九州自動車道などの広域インフラの強化や、国際物流・交流拠点と
926 しての機能強化を進める。さらに、若い世代や子育て世代の転出抑制と定住促進のため、
927 子育て・教育環境の充実やテレワーク・ワーケーション等新たなライフスタイルの受け
928 皿整備が求められている。また、歴史や文化を活用した、観光資源の活用を図り、門司
929 港レトロ地区や産業遺産、世界文化遺産などの観光振興、文化財や景観の保全・活用に
930 より、地域の魅力向上や交流人口の増加を目指す。

931 遠賀・中間圏域では、北九州市圏域との近接性を活かし、通勤・通学利便性を強みに
932 定住人口の確保や生活利便性向上、若い世代・子育て世代の移住・定住促進、子育て・
933 教育・医療・福祉等の生活環境整備、関係人口の拡大に取り組む。また、6次産業化等
934 による農林水産業の収益力強化、体験型観光の推進、滞在型観光ルートの整備など、地元
935 産業・観光産業の活性化、地域経済の多様化を図る。

936 京築圏域では、大分県と接する県境地域であるという特殊性から、様々な施策を実施

する上で、大分県の自治体と相互に影響を受け合う関係にある。このため、本県では、隣県と連携し、県境地域全体の振興を推進することを目的とした「県境地域振興ビジョン」を策定しており、同ビジョンも踏まえ、圏域の現状や課題に応じた様々な取組を進めます。

自動車メーカーに近接する地理的優位性や苅田港など産業基盤を活かし、自動車関連事業を中心とした企業誘致、若年層や外国人材の活躍促進に取り組む。農林水産業の振興、特産品のブランド化、6次産業化を推進し、安定した雇用や担い手の確保、UIターン促進、子育て・教育環境の充実や住環境整備に取り組む。神楽など伝統文化の継承・発信や、多文化共生のまちづくりも進める。交通インフラ整備や公共交通の利便性向上、地域コミュニティの活性化を図り、定住・交流人口の拡大を目指す。

このように、北九州地域では都市機能や産業の強みを基盤としつつ、人口減少・高齢化社会に対応した都市機能やサービスの集約・拠点化、地域ごとの多様な産業振興・人材確保・コミュニティ活性化、地域資源の保全・活用、災害に強いインフラ整備と生活環境の充実を推進することで、持続可能な土地利用と多様な世代が安心して暮らし続けられる活力ある地域社会の実現を図る。

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県及び市町村は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。

本計画は、県及び市町村に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者等の多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参加と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。加えて、その実施に際しては、デジタル技術の活用等のDXの視点及びワンヘルスの視点を踏まえたものとなるよう努める。

1 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに本計画及び市町村計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図る。特に、土地利用基本計画においては、県は地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた市町村など、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。また、県境を越える土地利用の課題については、必要に応じて隣接県と連携して対処する。

併せて、本計画の推進を図るため、国土利用計画(市町村計画)の策定に関し地域の土

973 地利用のあり方の検討に資する情報等の提供に努めるなど支援の充実を図る。

974

975 2 土地の有効利用・転換の適正化

976 市街地における所有者不明土地等の低未利用土地及び空き家等を含む既存住宅スト
977 ック等の有効利用を図る。特に、空き家については、空き家所有者からの相談対応を行
978 い、立地や管理状況の良好な空き家については、多様な利活用を推進する一方、所有者
979 による適切な管理の促進、空き家の発生抑制、除却を推進する。また、所有者不明土地
980 については、その発生予防と利用の円滑化を促進するとともに、周辺の地域における災
981 害等の発生防止に向けた管理の適正化を進める。-

982 道路については、公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配
983 分、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の
984 形成を図る。

985 工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフ
986 ラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業
987 の高付加価値化、質の高い低成本の工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域
988 社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、既存の工業団地のうち未分譲のものや
989 工場跡地等の有効利用を促進する。

990 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意
991 した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の
992 自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、
993 これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な
994 措置を講ずる。特に、人口が減少している地域においても農地や森林等から宅地等への
995 転換が依然として続いている一方、都市の低未利用土地や空き家等が増加しているこ
996 とにかんがみ、これらの有効活用等を通じて、農地や森林等からの転換を抑制する。また、
997 水害被害の軽減など多様な機能を發揮するグリーンインフラや Eco-DRR として都
998 市部の緑地を保全・活用するなど、安全・安心の観点から、農地や森林等の有効利用を
999 促進する。

1000 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて
1001 事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適
1002 正な土地利用を図る。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村
1003 の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給
1004 計画、福岡県環境保全に関する条例等との整合を図る。

1005 農地等と宅地等が無秩序に混在する地域又は混在が予測される地域においては、必
1006 要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の
1007 調和を図る。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じてい
1008 る地域において、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地

1009 域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。
1010 地方創生の観点から、交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化を踏ま
1011 えた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るために土地利用転換など、関
1012 連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、積極的
1013 な土地利用の最適化を推進する。

1014

1015 3 県土の保全と安全性の確保

1016 県土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との
1017 調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設や砂防関係施設等の
1018 整備を通じ、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備と維持
1019 管理を推進する。併せて、「福岡県地域強靭化計画」に基づく県土の強靭化に取り組み、
1020 安全・安心な地域社会の実現を目指す。また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、
1021 災害リスクの高い地域の把握、公表を行うとともに、土地本来の災害リスクや地域の状
1022 況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への立地による誘導や、関係法令に基づいた
1023 土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。加えて、県民の主体的な避難を促進す
1024 る観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推
1025 進する。また、ハード・ソフト両面からの事前防災・減災の推進や、インフラの冗長性・
1026 代替性の確保、官民や地域間の連携強化にも努める。さらに、渇水等に備えるためにも、
1027 水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施
1028 設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新を
1029 推進する。

1030 県土保全と安全性の確保に向け、森林の有する多面的機能の維持・向上を適切に図る
1031 ため、適切な保育、間伐等の森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が
1032 高い地区的的確な把握に努め、保安林の適切な配備及び保全管理を行う。また、地域の
1033 特性を踏まえ、水源かん養や土壤保全、生物多様性保全など多様な森林機能が発揮され
1034 るよう、総合的な整備・保全に取り組む。

1035 中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等の
1036 バックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電
1037 力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。

1038 都市における安全性を高めるため、市街地等において、地下空間に対する河川や内水
1039 の氾濫防止対策、復旧に時間要する施設や設備の代替性・冗長性の確保、公園・街路
1040 等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必
1041 要なエネルギーの自立化・多重化、及び道路における無電柱化等の防災・減災対策を推
1042 進する。

1043

1044 4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

1045 高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制や保全活動
1046 等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて
1047 優れている自然については、行為規制や保全活動等により適正な保全を図る。二次的
1048 自然については、適切な農林水産業、民間・NPO等による保全活動の促進や生物多様性
1049 の保全を通じて自然環境の維持・形成を図る。加えて、人と動物の健康と環境の健全性
1050 を一体的に守るワンヘルスの理念を踏まえ、県民・事業者等の主体的な保全活動の促進
1051 や普及啓発に努める。自然環境の維持・再生にあたっては、生物多様性の保全や里地里
1052 山等の適切な管理・回復を推進する。

1053 県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的
1054 な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土
1055 地利用を推進する。また、県、市町村、事業者、県民が一体となって、希少野生動植物
1056 種の保護とその普及啓発に努め、生物多様性の確保と次世代への継承に取り組む。

1057 広域的な生態系ネットワークの形成のため、森・里・まち・川・海のつながりを確保
1058 した生態系の保全・再生を進める。また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド
1059 検証等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等
1060 による活用を推進する。併せて、干潟や里地里山等の重要な生態系を核とし、NPO・企
1061 業・住民等と連携した生態系ネットワークの維持・回復を推進する。

1062 自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるた
1063 め、生態系や種の分布等の変化の状況をより的確に把握するためのモニタリングや、県
1064 民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するため
1065 の調査・研究を保全団体及び大学と連携し推進する。

1066 グリーンインフラや Eco-DRR を通じて、広域的な生態系ネットワークの形成に貢献
1067 する自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。

1068 国立公園等の優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の
1069 文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。このため、国立公園等における
1070 上質なツーリズムにより国内外の誘客を促進し地域活性化を図ることで、自然環境の
1071 保全へ再投資される保護と利用の好循環を実現する。とりわけ、自然資源を活かしたエ
1072 コツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された產品、地域の自然により育まれ
1073 た伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域価値の向上を図る。

1074 鳥獣による被害防止のため、鳥獣の保護・管理を行う人材育成を推進する。また、侵
1075 略的外来種の定着、拡大を防ぐため、防除等の戦略の検討を進め、防除手法の検討やそ
1076 の他防除に必要な調査研究を行う。加えて、鳥獣の重要な生息地については、鳥獣保護
1077 区や特別保護地区の指定・再指定等によりその保全を図るほか、感染症や違法飼養の防
1078 止にも取り組む。

1079 地域におけるカーボンニュートラルの実現のため、地域共生型の太陽光・バイオマス
1080 等の再エネの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さ

1081 な土地利用を図る。また、地域のくらし、まちづくり、交通、インフラ、農林水産業に
1082 におけるグリーン化の取組や、森林資源の循環利用に向けた取組を進める。併せて、県内
1083 事業者に対して省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入に向けた取組を支援する。

1084 県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、
1085 悪臭等に対して引き続き対策を行う。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒
1086 音、悪臭等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進
1087 する。特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や
1088 工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な
1089 栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の維
1090 持又は回復を図る。併せて、汚水処理の更なる普及促進、施設の効率的な更新・耐震化、
1091 広域化・共同化の推進を通じて、持続可能な汚水処理体制の構築に努めるとともに、下
1092 水汚泥資源の肥料利用など資源循環の取組も進めていく。

1093 循環型社会の形成に向け、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、
1094 再生利用（リサイクル）を一層進めるなど、持続可能な資源利用を推進する。また、発
1095 生した廃棄物の適正な処理を行うため、施設の立地にあたっては環境の保全に十分配
1096 慮し、効率的かつ計画的な廃棄物処理体制の整備を図る。さらに、廃棄物の不法投棄等
1097 の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

1098 海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの
1099 一貫した総合的な土砂管理の取組等を推進する。また、土砂の移動等により形成される
1100 美しい山河や白砂青松の海岸を保全・再生するため、土砂採取に当たっては、環境・景
1101 観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行う。

1102 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根
1103 ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図り、景観法に基づく良好な景観形
1104 成や、福岡県美しいまちづくり条例に基づく取組、広域景観の形成、地域の自然や歴史・
1105 文化、世界遺産などの個性を生かした景観整備をすすめる。また、歴史的風土の保存を
1106 図るため開発行為等の規制を行う。

1107 5 持続可能な県土管理

1109 都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機
1110 能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進する。また、高齢者等の移動手段
1111 が確保されたまちづくりを進めるとともに、地域の関係者の連携・協働を通じて、利便
1112 性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークを構築する。さらに、郊外住
1113 宅地や周辺集落を含む日常生活を営む身近なエリアにも、必要な機能が確保された地
1114 域生活拠点の形成を推進する。

1115 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに県土保全等の多面的機能を
1116 適切に発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向け、農地の大

1117 区画化や水田の畠地化・汎用化等の農業生産基盤の整備、農地中間管理機構を活用した
1118 農地の集積・集約化を推進する。また、担い手の負担軽減のため水路等の保全管理とい
1119 った地域の共同活動を支援する。利用度の低い農地については、農地のリース方式によ
1120 る企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るため
1121 に必要な措置を講ずる。さらに、農業の雇用創出、所得向上を図るため、農業、畜産、
1122 林業を含めた複合経営のほか、6次産業化、農泊、ジビエ利活用、農福連携等の多様な
1123 地域資源を他分野と組み合わせて活用する農山漁村発イノベーションの取組を推進す
1124 る。また、DXやスマート農業等の新技術導入による生産性向上と、県産農林水産物の
1125 ブランド力強化・販路拡大に努める。加えて、農福連携や多様な人材の活躍推進、持続
1126 可能な生産や農山漁村の防災・減災対策にも取り組む。

1127 森林の有する多面的機能の持続的かつ適切な発揮のため、鳥獣被害対策、路網整備、
1128 森林境界の明確化等も進めながら、林業に適している人工林においては、再造林、間伐
1129 等の森林整備を推進するとともに、その他の森林については、自然条件等に応じて針広
1130 混交林化等を図る等、森林資源の適正な利用・管理を進める。

1131 健全な水循環の維持又は回復のため、流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・かん養
1132 機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の
1133 促進、地球温暖化等の気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に
1134 進める。

1135

1136 6 多様な主体による県土利用・管理の推進

1137 県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や県、市町村による公的
1138 な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づ
1139 くり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農
1140 產品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により県土の適切な管
1141 理に参画する取組を推進する。

1142

1143 7 県土に関する調査の推進

1144 県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、県土の利用区分ごとの調査を
1145 推進するとともに、分野横断的な利用を図る。特に、地籍整備の実施による土地境界の
1146 明確化は、土地取引、民間開発・土地基盤整備の円滑化、さらには、事前防災や被災後
1147 の復旧・復興の迅速化等に大きく貢献し、極めて重要である。

1148 市町村においては、地震や豪雨などの大規模災害等の被災想定地域の地籍整備を進
1149 めるほか、山村における世代交代時の境界情報の喪失防止等の観点から、効率的な地籍
1150 整備の推進にも取り組む。また、希少種をはじめとする生物の分布情報については、健
1151 全な生態系の確保と県土利用・管理の推進に資する重要な情報であるため、様々な主体
1152 による調査結果の集約や分布情報等の整備を図る。さらに、県民による県土への理解を

1153 促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

1154

1155 8 計画の効果的な推進

1156 本計画の推進等に当たっては、利用区分別の利用動向の把握や県土利用に関する施
1157 策の現状と把握など、その管理・運営を適切に行うとともに、関連する指標を活用して
1158 計画の総合的な点検を行い、必要に応じて改定を検討する。

1159

1160 第4章 土地利用の原則及び調整に関する事項

1161

1162 1 土地利用の原則

1163 県土利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然
1164 公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わな
1165 ければならない。なお、五地域いずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及
1166 び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るとともに、特に将来の無秩序
1167 な開発等が懸念される場合には、個別規制法の区域・地域の指定による措置を講じるな
1168 ど、適正な土地利用の規制・誘導に努めるものとする。

1169 (1) 都市地域

1170 都市地域は、4つの都市圏（福岡、北九州、筑豊、筑後）から構成されており、各都
1171 市圏は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。

1173 都市地域の土地利用については、農林漁業との健全な調和を図りつつ、良好な都市環境
1174 の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しながら、既成市街地の整備を推
1175 進するとともに、今後新たに必要とされる宅地を市街化区域（都市計画法第7条第1項
1176 による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号
1177 による用途地域をいう。以下同じ。）において計画的に確保、整備することを基本とする。

1179

1180 ア 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、
1181 交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当
1182 該地域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持
1183 するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。

1184 イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同
1185 じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な土地利用を抑制し、良好な都市環境
1186 を保全するための緑地等の保全を図るものとする。

1187 ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区
1188 域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ず

るものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な土地利用を認めるものとする。

加えて、都市と農山漁村との調和を基調とし、広域的な観点から都市計画制度を運用しながら、地域の実情に応じた適切な市街地の形成および持続的な都市づくりを推進する。

(2) 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として国民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることにかんがみ、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から今後新たに必要とされる農用地等を農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区画をいう。以下同じ。）において計画的に確保、整備するものとする。

ア 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにはかんがみ、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、農用地の流動化による意欲ある担い手への農地利用集積をすすめ、農用地の効率的な利用と生産性の向上を図るものとし、他用途への転用は原則として行わないものとする。

イ 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は後順序に転用されるよう努めるものとし、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

なお、農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮するものとする。

(3) 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、県

1225 土保全、水源かん養、地球温暖化防止等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与し
1226 ていることいかんがみ、福岡県森林環境税等も活用しつつ、必要な森林の確保を図ると
1227 ともに、森林の多面的機能が継続的に発揮されるよう整備と保全を積極的に図るもの
1228 とする。

1229 特に、都市近郊の森林については、良好な生活環境を確保するため、保健休養やレク
1230 リエーションの場としての整備を図るほか、緑地として保全するものとする。また、農
1231 山漁村部の森林については、地域の特性を活かした利用について検討するほか、森林の
1232 整備を積極的に展開し、その維持・管理に努めるものとする。

1233 さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図る
1234 べき森林については、その適正な維持・管理を図るものとする。

1235

1236 ア 保安林（森林法第25条第1項及び第25条の2による保安林をいう。以下同じ。）
1237 については、県土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進
1238 を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに他用途への転用
1239 は行わないものとする。

1240 イ 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図る
1241 ものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源
1242 として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い
1243 森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

1244 なお、森林を他用途へ転用する場合には、県土保全、自然環境の保全等の多面的機
1245 能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図るものとす
1246 る。

1247

1248 (4) 自然公園地域

1249 自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある
1250 地域である。

1251 自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利
1252 用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることにかんがみ、優れた自然
1253 の保護とその適正な利用を図るものとする。

1254 ア 特別保護地区（自然公園法第21条第1項による特別保護地区をいう。以下同じ。）
1255 については、その景観を維持すべきものであることにかんがみ、厳正な保護を図るもの
1256 とする。

1257 イ 特別地域（自然公園法第20条第1項又は第73条第1項による特別地域をいう。
1258 以下同じ。）のうち特別保護地区以外の地域については、その風致の維持を図るべき
1259 ものであることにかんがみ、都市的利用及び農業的利用等を行うための開発行為は
1260 極力避けるものとする。

1261 ウ その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規
1262 模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地
1263 利用は極力避けるものとする。

1264

1265 (5) 自然保全地域

1266 自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る
1267 必要がある地域である。

1268 自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠く
1269 ことのできないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、
1270 将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。
1271 ア 特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は第46条第1項による特別地区を
1272 いう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨にかんがみ、特定の自然環境の状況
1273 に対応した適正な保全を図るものとする。

1274 イ その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないもの
1275 とする。

1276

1277 2 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向

1278 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複
1279 している地域においては次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複す
1280 る地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順
1281 位、指導の方向等を考慮して、第1章の2に掲げる県土利用の基本方針に基づき、人口
1282 動向等地域特性を踏まえた適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

1283 ① 都市地域と農業地域とが重複する地域

1284 ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合
1285 農用地としての利用を優先するものとする。

1286 イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複す
1287 る場合

1288 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を
1289 認めるものとする。

1290 ② 都市地域と森林地域とが重複する地域

1291 ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合
1292 保安林としての利用を優先するものとする。

1293 イ 市街化区域又は用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
1294 原則として、都市的な利用を優先するが、公益的機能を有する森林としての保全に
1295 努めるものとする。

1296 ウ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複

- 1297 する場合
- 1298 原則として、森林としての利用を優先するものとし、森林としての利用と都市的な
- 1299 利用との調整を図るものとする。
- 1300 ③ 都市地域と自然公園地域とが重複する地域
- 1301 ア 市街化区域又は用途地域と自然公園地域とが重複する場合
- 1302 自然公園としての機能を維持しつつ、これとの調整を図りながら、都市的利用を図
- 1303 っていくものとする。
- 1304 イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合
- 1305 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- 1306 ウ 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複
- 1307 する場合
- 1308 自然公園としての機能を重視しつつ、両地域の調整を図るものとする。
- 1309 ④ 都市地域と自然保全地域とが重複する地域
- 1310 自然環境としての保全を優先するものとする。
- 1311 ⑤ 農業地域と森林地域とが重複する地域
- 1312 ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
- 1313 保安林としての利用を優先するものとする。
- 1314 イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
- 1315 原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整
- 1316 を図りながら森林としての利用を認めるものとする。
- 1317 ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
- 1318 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りな
- 1319 がら、農業上の利用を認めるものとする。
- 1320 ⑥ 農業地域と自然公園地域とが重複する地域
- 1321 ア 農業地域と特別地域とが重複する場合
- 1322 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- 1323 イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
- 1324 自然公園としての機能を重視しつつ、両地域の調整を図るものとする。
- 1325 ⑦ 農業地域と自然保全地域とが重複する地域
- 1326 自然環境としての保全を優先するものとする。
- 1327 ⑧ 森林地域と自然公園地域とが重複する地域
- 1328 自然公園としての機能を重視しつつ、両地域の調整を図るものとする。
- 1329 ⑨ 森林地域と自然保全地域とが重複する地域
- 1330 自然環境としての保全を優先するものとする。

五 地 域 区 分			都市地域			農業域		森地林域		自公地		自然保全地域				
五 地 域 区 分	細区分		市街化区域・用途地域	市街化調整区域	その他	農用地	その他	安地	その他	保地	その他	特別地	普通地	原生自然環境保全地域	特別地	普通地
	細区分					の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
都市地域	市街化区域・用途地域					×	×	×	②	×	⑥	×	×	×	×	×
	市 街 化 調 整 区 域					↑	①	↑	③	↑	⑦	×	↑	↑	↑	↑
	そ の 他					↑	①	↑	③	↑	⑦	×	↑	↑	↑	↑
農業地域	農用地区域	×	←	←				×	④	↑	⑦	×	↑	↑	↑	↑
	そ の 他	×	①	①				↑	⑤	↑	⑦	×	↑	↑	↑	↑
森林地域	保 安 林	×	←	←	×	←				⑦	⑦	×	↑	↑	↑	↑
	そ の 他	②	③	③	④	⑤				⑦	⑦	↑	↑	↑	↑	↑
自然公園地 域	特 别 地 域	×	←	←	←	←	←	⑦	⑦			×	×	×	×	×
	普 通 地 域	⑥	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦			×	×	×	×	×
自然保全地 域	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	×	←	×	×					
	特 别 地 区	×	←	←	←	←	←	←	←	×	×					
	普 通 地 区	×	←	←	←	←	←	←	←	×	×					

[凡例]

× : 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。

→ : 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。

① : 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認める。

② : 原則として、都市的な利用を優先するが、公益的機能を有する森林としての保全に努める。

③ : 原則として、森林としての利用を優先するものとし、森林としての利用と都市的な利用との調整を図る。

④ : 原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める。

⑤ : 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認める。

⑥ : 自然公園としての機能を維持しつつ、これとの調整を図りながら、都市的利用を図っていく。

⑦ : 自然公園としての機能を重視しつつ、両地域の調整を図る。

1332 3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

1333 別表に掲げた公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう土地利用上配慮するものとする。

1335

計画名	事業目的	規 模	位 置	計画主体	事業主体
該当なし	-	-	-	-	-

1336